

→ 施設に入所する子どもにおいても、虐待を受けた子どもの割合が高い。

【虐待を受けた子どもの入所割合】

- 乳児院 → 27. 5%(H16)
- 児童養護施設 → 62. 1%(H16)
- 情緒障害児短期治療施設 → 69. 8%(H16)
- 児童自立支援施設 → 59. 7%(H12)
- 児童相談所一時保護 → 32. 8%(H15)

[資料:各団体における各施設の被虐待児童入所状況調査]

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（第166回国会成立）の概要

＜参考＞

- 平成16年改正法附則に基づき、超党派で改正案が取りまとめられ、本年4月国会に提出。
5月25日に可決成立。

1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)

2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
 - ※ 裁判所の承認を得た上で強制的な施設入所措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も制限可能に
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)
 - ※ 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのいかいの禁止命令をできる制度を創設。

3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ※ 保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化

4 その他

- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化など

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(第166回国会成立)

附 則 (検討)

第二条 (略)

2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。